

鷺宮高校 社会科FW・活動通信 Vol.13(2024. 6・7 月)

社会科同好会編① 弁護士トーク会

生徒総会(5月8日)で「公式な同好会」として承認され、鷺宮高校の部活動の一つになりました。新しい取り組みとして、弁護士さんとのトーク会を6月8日、7月6日の土曜授業後(1時～3時)に社会科室で開催しました。第1回目のテーマは「ジェンダー」で、2年生徒6名+教員1名+教育実習生1名が参加。第2回目は、数日前に判決が出たばかりの「旧優生保護法違憲判決(2024年7月3日)」で、2年生徒4名+教員3名が参加しました。

来校いただいた横浜法律事務所の太田伊早子氏は、第1回目では『誰もが排除されてはいけない』(=憲法13条 すべて国民は、個人として尊重される。)が、このルールは守られているだろうか？ 排除されてしまっている人はいないだろうか？と問いかけました。例えば、同性婚の制度が無いのはフェアなのか？ — 個人の努力と関係ないところで決まっていること(誰かを好きになることもその一つ)に対して、それってフェアなのか？…「マジョリティ(多数派)の特権」から差別を捉える考え方(上智大学 出口真紀子教授)によると、「特権とは、マジョリティ性をもつ社会集団にいて「労なくして得ることのできる優位性」であり、具体例として「同性婚は認められていないのに対し、異性愛者は『労なくして』結婚制度を利用できる」ことが挙げられているそうです。マイノリティ(少数派)が感じていることをマジョリティは感じなくて済む、これこそが「特権性」…。差別問題に絡みやすい7つのアイデンティティ、「人種・民族、出生時に割り当てられた性別、性的指向、性自認、学歴、社会的階級、身体・精神」についても説明していただきました。

第2回目では、旧優生保護法が1948年(つまり、戦後、現在の憲法下で)に成立した法律で、1996年に改正されるまで、遺伝性疾患やハンセン病、精神障害がある人等に対して本人の同意なしに不妊手術や人工妊娠中絶が行われてきたこと、多くの被害者は10代で何も知らないままに手術を受けたこと一を、生徒たちは初めて知りました。太田さんの「何万人もいる被害者の中で、国を訴えるために立ち上がった十数名は、歴史的なことを成し遂げた人たちだと思う。自分のための訴えが他人のためにもなっていく。自動的に社会は良くなるから、、、」、「障害のある家族がいたら大変、という声が SNS などであるというが、その『大変さ』の正体を見極めなくてはならないのでは？」というお話から、「家族のケアの担い手が女性に偏っていることが原因かもしれない。健常児の育児だって親の介護だって構造は同じなのではないか。だとしたら、社会的なサポートがあればどうか？」など、世の中で当たり前、必要悪とされていることについて問い直す大切さを感じました。

以下、参加した生徒の感想の一部を紹介します。

◆「尊属殺人」にはもともと死刑か無期懲役しか無かったけれど、「父親に暴行され続けた娘が抵抗した結果、父親が死亡した事件」では、最高裁が「尊属殺人」の決まりを憲法違反だと認めたから、助かった。憲法のおかげで守られた人がいることが分かった。

◆(親の所得に関係なく無償で大学に行ける制度があるのは、それがその国の「公益」につながると考えられているからだ、というお話に対し)ヨーロッパの大学は学費が免除されていると聞いた。国のあり方で何にお金をかけるかが違う…。

◆母体保護法は今回の保健のテストで出たが、その前段階の法律がこんな物騒なものだったとは知らなかった。こんな手段…国のやることなのか、と思う。やっと勝訴したのがつい最近で、驚いた。

特権とは、差別とは…
真剣に考えています



一番メモをとっているのは
社会科教員かも…最新の判決について学びました！

